

法科大学院教育と司法修習との連携強化のための提言

2011年（平成23年）8月19日

日本弁護士連合会

当連合会は、法科大学院教育と司法修習との連携を強化し、充実した司法修習を実現するための当面の方策として、以下のとおり提言する。

提言の趣旨

- 1 法科大学院においては、次のとおり、実務基礎教育の一層の充実が図られるべきである。
 - (1) 弁護実務修習を効果的に履修するためには、司法修習生が予め法律実務に関して一定の知識・技能を修得していることが不可欠である。したがって、法科大学院において、実務基礎教育の重要性を再確認し、一層の充実、特に、共通的な到達目標として作成された「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」及び「法曹倫理」の内容を確実に修得させることが望ましい。
 - (2) 起案は、決して実務の形式のみを覚える学修ではなく、実務家、特に弁護士としては法理論をどのように現実に活かすかを学ぶ重要な機会であり、法理論を実務の視点から定着させるために極めて有効な手法である。したがって、上記必修3科目を含め、単位数が増加した法律実務基礎科目全般を利用して、法科大学院として可能な限り、訴状、答弁書等の起案の機会を与えることが望ましい。
 - (3) 刑事実務教育については、分野別弁護修習での刑事弁護に接する機会が減少していることから、刑事訴訟手続の流れを十分に理解させつつ、法曹養成の各プロセスにおいて当事者法曹として関わる姿勢・心構えを確実に身に付けさせる必要がある。法科大学院の段階においても、模擬裁判や模擬公判前整理手続のようなシミュレーション教育の実施・充実など教育手法にも工夫を凝らすことにより、刑事実務教育をより一層充実させることが望ましい。
- 2 当連合会は、法科大学院において学修した知識・技能の中で、弁護実務修習を効果的に行うためのものを指摘し、司法修習予定者が、修習開始前にその復習ができるよう、司法修習予定者に対する周知徹底の方法を検討し、必要な措置を講じる。

なお、指摘すべき具体的な知識・技能としては、民事関係では、民事訴訟手

続と民事訴訟記録についての基礎的な理解， 代表的な訴訟類型についての要件事実の実践的な理解， 事実認定の構造についての基本的理解， 法文書の構造についての基本的な理解とその実践， 刑事関係では， 捜査手続を含む刑事訴訟手続の基本的理解， 当事者法曹から見た事実認定及び手続遂行の理解が考えられる。

3 法科大学院における実務基礎教育が， 提言 1 のとおり充実するまでの経過的措施として， 以下の措置がとられるべきである。

(1) 各法科大学院において， 地元弁護士会の支援を受けて， 当該法科大学院出身の司法修習予定者を対象に， 分野別実務修習に必要と思われる視点で， 実務系科目の復習ないし補充を行う研修を， 可能な範囲で実施すること。

(2) 当連合会が主体となり， 起案を中心とした弁護修習に必要な知識・技能についての事前研修（修習前研修）を実施すること。

4 司法研修所においては， 実務修習開始までに， 各修習予定者が法科大学院で学んだ実務系科目の内容（起案等）に関する調査を実施し， その調査結果を， 各修習予定者の配属先弁護士会及び指導担当弁護士に提供するとともに， 上記調査結果等をもとに， 指導担当弁護士は， 担当する修習生の実務科目の修得度や起案経験等を把握し， 各修習生の実情及び特性に応じた効果的な指導を行うべく， 創意工夫に努める。

5 弁護士会， 裁判所， 検察庁の機関は， 司法修習の開始当初に， 約 1 週間をかけて， 合同で冒頭修習を実施し， 司法研修所においては， その実施に協力する。

その際， 弁護士会が行う冒頭修習の内容としては， 事実認定に関する書面（最終準備書面， 証拠弁論， 弁論要旨など）の起案を課すことが考えられ（ただし， 添削まで要求するものではない）， 当連合会は， 司法研修所の修習プログラムと調整をはかりつつ， 各弁護士会の冒頭修習が円滑に進むよう， 弁護修習教材等を作成・提供し， また指導方法についても必要な助言を行う。

なお， 上記合同での冒頭修習の実施が困難な場合には， 各弁護士会が司法修習の開始当初に約 2 日程度をかけて冒頭修習を実施することについて， 司法研修所及び配属先の裁判所・検察庁に対し， 理解と協力を求める。

6 当連合会は， 法曹養成制度における新司法修習の位置づけ， 分野別実務修習に期待される役割について考察し， 個別の事件を通じた修習を効果的に行うため， 個々に異なる修習生の状況に応じた具体的指導の創意工夫が可能になるよう， 弁護実務修習の指導方法についての助言， 資料提供を行う。

提言の理由

第1 はじめに

司法制度改革審議会意見書に基づき、法科大学院を中核とした新たな法曹養成制度が創設され、平成16年4月の法科大学院開校から、約7年が経過した。

この間、この新たな制度は、様々な関係者及び関係機関の努力により、従前の法曹養成制度では生み出せていなかった多様な新法曹を誕生させる一方、制度上、必ずしも十分に機能しきれていないとの指摘もなされている。

特に、新たな法曹養成の中核となる法科大学院教育と、それまで法曹養成を担ってきた司法修習との間には、本来は有機的な連携が予定されていたにもかかわらず、分野別弁護修習担当の弁護士の中から、実効性ある連携に至っていないとの指摘がされ、新60期司法修習生のみを実施された司法研修所における統一的な実務導入教育（いわゆる「導入研修」）と同様の研修を当面の間実施すべきとの根強い意見もある。当連合会は、2011年3月27日付け「法曹養成制度の改善に関する緊急提言」において、法曹養成制度が抱える課題を解決するための提言を行っているところであり、この提言に基づいて、法曹三者による実務修習開始前の集合的修習を実施すること等の制度の改善に努めるとともに、今回の提言によって、可及的すみやかに当面の運用改善を図り、ひいては、法科大学院教育と司法修習との有機的連携を目指すものである。

第2 各提言について

1 提言1について

(1) (1)について

法科大学院では、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールとして「法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分（例えば、要件事実や事実認定に関する基礎的部分）をも併せて実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行う」こととされており、従来の法学部教育に比べ、現実に“使う”観点に基づく法理論教育が徹底されるとともに、実務教育により、法理論の定着・深化を図り、かつ、実務家としての価値観、責任感、倫理観を教えることが期待されている。

そして、法科大学院は、法学教育、司法試験、司法修習の有機的連携のもとに「プロセス」として構成された新しい法曹養成制度の中核機関（基幹的な高度専門教育機関）であると同時に、実務教育のプロセスから見れば、司法修習の前過程とも位置づけられているのであり、修習との連携を意識しつ

つ、必要かつ十分な実務導入教育が行われなければならない（もとより、司法修習に携わる現場も法科大学院教育を理解するのは当然である。）。

ところが、法科大学院関係者の努力によりあるべき実務教育の実施に向けて試行錯誤が重ねられているものの、法科大学院ごとの実務教育の内容のばらつきについては、司法修習に携わる現場から強い批判がある。

一昨年、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会は、かかる批判に応え、プロセスとして実務教育の質を上げることをも目的として、「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」を公表し、法律基本科目のほか、法律実務基礎科目について共通的な到達目標を策定することを提言した。そして、この提言を受けて、昨年10月「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」及び「法曹倫理」の共通的な到達目標モデルが公表されており、今後、各法科大学院において、この到達目標以上の内容の実務教育を実施すべきこととされた。

当連合会としては、この機会に、法科大学院に対し、プロフェッショナル・スクールとしての役割を指摘し、実務教育の整備・強化を求める必要がある。殊に、今回共通的な到達目標として示された「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」及び「法曹倫理」は、確実に履行されなければならない。

(2) (2)について

新司法修習は、旧制度における前期修習がなく、新司法修習という枠の中では、配属庁会で行うべき起案の基礎的訓練やその解説の機会のないまま、直ちに分野別実務修習を開始する。司法修習生の中には、実務用文書の起案経験がない者もあり、指導担当弁護士による丁寧な指導がなければ、漫然と書式に倣い、修習第1クールを非効率のうちに終えてしまうおそれもある。

実際、新司法修習生を指導した指導担当弁護士の中から、調査能力やプレゼン能力には優れているが起案能力は不十分なのではないか、書式を与えれば訴状や答弁書が書ける程度にまで到達していないのではないか、という声が聞かれている。

そこで、2か月という短い修習期間を効率的に活用し、弁護実務修習の実効性を高めるためには、法科大学院教育の段階から、訴状、答弁書など主張書面型の書面を起案させることが重要である。

殊に、当事者法曹である弁護士の業務は、混沌とした社会的事象の中から法的に意味のある事実を抽出し、構成していく作業である。特に、初動時での作業は極めて重要であり、その際、相談者の意向や取得しうる資料を前提

に、自らの法知識や分析力、柔軟な思考力、創造力、更には、法曹としての価値観や倫理観を踏まえた総合的な検討が必要になる。

そして、この検討を具体的に行うには、起案を利用した教育が極めて有効と思われる。すなわち、実際の法的手続に乗せることで、むしろ実務の側から実体法及び手続法の理解を促進する。これは、決して「書式を学ぶ」というような、単なる形式の学修ではない。

例えば、訴状を作成するには、訴訟物として何を選択するかについて実体法の知識が必要になる。また、手続的には、判決を求める範囲について処分権主義、主張立証について弁論主義、当事者について訴訟能力、当事者の選択について判決の効力の及ぶ主観的範囲、確認訴訟の場合は訴えの利益、裁判所の選択については管轄の定め等、民事訴訟法のほぼ全般にわたる理解が必要になり、実体法、手続法の総合的な力が試される。

つまり、起案教育は、弁護実務修習へのスムーズな移行のために重要なだけでなく、法曹として備えておくべき法の基礎知識を十分に理解・定着させるためにも極めて有意義な教育方法であり、その意味で、法科大学院教育及び弁護実務修習を通じて、一貫して有用な教育手法と考えられる。

なお、起案教育は、必ずしも必修科目としての「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」又は「法曹倫理」の中だけで行われなければならないものではない。模擬裁判その他のシミュレーション教育又はクリニックなどの臨床教育の中で起案を組み込むことも十分考えられる。しかも、認証評価基準において必要とされる法律実務基礎科目の単位数が6単位から10単位に増加される。従前から多くの法科大学院がかかる動きを予測し、法律実務基礎科目を前掲3科目（に相当する科目）に限定することなく、多彩な科目を設置していることからすれば、現状の体制の枠内で起案の機会を与えることは十分に可能である。

(3) (3)について

刑事弁護実務については、修習期間の短縮により現実に実施できる内容が制約を受けている反面、被疑者国選辩护人、国選辩护人、当番弁護士制度、裁判員裁判制度の維持運営に弁護士の存在が不可欠とされ、辩护人が果たすべき役割はますます重要度を増している。

また、特に地方においては、司法修習を終了し、弁護士資格を得た直後から単独でこれら実務対応を求められるのが現状である。その意味で、刑事弁護実務は、民事よりもなお一層、法科大学院、分野別弁護実務修習、集合修

習それぞれの役割を的確に配分し、確実な履修を求める必要性の大きい分野である。裁判官・検察官と異なり、弁護士の場合、司法修習修了後の手厚い継続教育には限界があるため、問題はより深刻である。

したがって、当連合会としては「刑事訴訟実務の基礎」について、到達目標の確実な履行を求めるとともに、刑事実務教育の実施について、より実践的かつ効果的な方法の導入・強化を提唱していく。その際、刑事司法の適正な維持運営において弁護人の果たすべき役割は重要であり、優れた刑事弁護人としての素養を身に付けさせることは、刑事司法全体の課題であることを示し、法科大学院の理解を得ることが必要である。

そこでの刑事実務教育は、刑事訴訟手続の流れを十分に理解させ、当事者法曹として関わる姿勢・心構えを身に付けさせる必要がある。法科大学院においても、当事者法曹としての視点を据えながら、刑事訴訟手続（捜査段階を含む）の基本的事項を理解させることが必要である。例えば、弁護人であれば、被疑者又は被告人の立場に立ち証拠に基づき事実を認定し法的に構成する力であり、検察官の主張を的確に弾劾する力であり、手続の流れに従って適切な手段を選択する力である。

そして、これらの能力を涵養するためには、模擬接見、模擬裁判、模擬公判前整理手続といったシミュレーション教育の活用が有益である。特に、模擬公判前整理手続は、当事者の立場で刑事手続全体の流れを俯瞰し、検察官であれば公訴事実を、どのような証拠で、どのように立証し、それをどのように説得するのかを、弁護人であれば、検察官の主張する事実を、どのような証拠で、どのように弾劾し、それをどのように説得するのかを理解させるのに有益である。

そして、ここでも、起案教育は有意義である。

例えば、証明予定事実記載書面や予定主張記載書面を起案することは、当事者の立場で事実認定をすることであり、事実の組み立て方法を学ぶことになる。また、弁護人として証拠意見を起案することは、違法収集証拠、証拠の関連性、自白法則、伝聞法則等の理解が前提になることから、証拠法を体得することになる。更に、証拠開示請求を起案することは、どのような捜査が行われ、どのような証拠が作成されるのかを学ぶことになるのである。

2 提言2について

法科大学院において適切な実務教育が行われたとしても、法科大学院生の理

解が不足し、あるいは司法試験受験の間に忘却して、司法修習開始前に本人が必要な知識と技能を備えてない場合には、やはり効果的な司法修習が望めないことになる。分野別実務修習を履修するのは司法修習生であり、修習生本人が修習期間の短さを自覚し、準備を備えて修習に臨む必要がある。

したがって、当連合会は、司法修習予定者に向けて、弁護実務修習を効果的に行うための必要な知識・技能を指摘し、修習開始前にそれらを修得（復習）するよう促す。

そして、司法修習予定者に対する周知徹底の方法としては、司法研修所が司法修習予定者へのガイダンス関連の書面を送付する際に、同書面に「法科大学院でなされた実務科目を復習し、弁護実務修習のために必要な知識・技能を確認するよう促す」旨明記すること等が考えられる。

なお、司法修習予定者に指摘すべき必要な知識・技能としては、民事弁護の場合には、民事訴訟手続と民事訴訟記録についての理解、代表的な訴訟類型についての要件事実の実践的な理解、事実認定の構造についての基本的理解及び 法文書の構造についての基本的な理解とその実践などが考えられる。

また、刑事弁護については、捜査手続を含む刑事訴訟手続の基本的理解、及び 当事者法曹から見た事実認定及び手続遂行の理解が考えられる。

3 提言3について

前記のとおり、法科大学院における実務基礎教育にばらつきが多い現状で、しかも、法科大学院における「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」「法曹倫理」に関する共通的な到達目標は、弁護実務修習の効果的な履修に必要な知識・技能の大部分を含むものと考えられるものの、訴状や弁論要旨等の法律文書の起案は共通的な到達目標の内容とはなっていない。そのため、基本的な法律文書の起案作業を通じた知識・技能の修得は、各法科大学院が共通的な到達目標を掲げているとしても必ずしも達成できない可能性がある（ただし、共通的な到達目標は、ミニマムスタンダードであるから、法科大学院によっては、起案作業を通じた学修を実現するものもあろう。）

前述したとおり、起案教育が有用であり、新制度においても、法律文書の起案は重要な弁護実務修習の内容であり、これを効果的に行うためには、法律文書の起案に最低限必要な基礎的知識や技能は、実務修習開始前に修得しておくことが望ましい。上記提言1では、法科大学院において起案を導入し指導することを求めているが、直ちに、その実現が可能かは不明である。

そこで、当面は、新司法試験合格発表時から司法修習開始時までの間、法科大学院において、地元弁護士会の支援を受けて、当該法科大学院出身の司法修習予定者を対象に、実務系科目の復習を目的とした研修を行うべきである。

また、すでに現在当連合会や一部の弁護士会で実施されている事前研修（司法修習前研修）を継続発展させ、当連合会が主体となって、簡易な起案を中心とした研修を実施していく予定である。

4 提言4について

修習生が法科大学院で学んできた実務系科目の内容は、出身法科大学院や、自身の履修状況によって、様々に異なっているため、弁護実務修習の指導担当者は、自身が担当する修習生が、実務修習に入る時点において、どの程度の実務的な知識や技能を身に付けているのかを把握するのが困難な状況にあり、これが、実務修習の円滑な実施を妨げる一つの要因ともなっている。

そこで、実務修習を効果的に実施するためには、個々の修習生の知識や能力レベルについて、修習生と指導担当者の認識を共通にすることが肝要であり、そのためには、司法研修所が主体となって、個々の修習生が履修した実務系科目やその内容、起案経験の有無等につき、実態調査（アンケート）を実施し、その結果を配属先弁護士会及び指導担当弁護士へ伝達すべきである。

また、指導担当弁護士においても、新しい制度の趣旨と実情を理解し、修習生ごとに能力レベルや経験に差があることを前提として、短期間に効果的な修習を行うべく、各修習生の実情に応じ、柔軟に、かつ創意工夫を凝らして指導にあたる必要がある。

5 提言5について

新司法修習は各修習期間も2か月と短く、更に今後は、予備試験の実施に伴い、法科大学院における実務導入教育を全く受けていない司法修習生を受入れることになる。全ての修習生が実務修習に即応し、限られた期間で効果的に実務修習の実を上げるためには、法曹三者が、実務修習の始まりに際して修習を合同で実施し（冒頭修習）、修習生に対しそれぞれの修習の具体的なイメージを持たせた上、どのような視点で何を学ぶべきなのか、修習の獲得目標を明確に示すことが必要である。

また、修習生が、第1クールの冒頭に、弁護士、裁判官、検察官から、それぞれの立場に基づく重層的で柔軟な物の見方を学ぶ意義は大きい。特に、刑事

弁護については、実務修習の冒頭において弁護人としての物の見方や考え方を意識させることが、刑事裁判修習や検察修習をする上でも不可欠である。

そして、これまでも多くの弁護士会が、各クールの初め（冒頭）に導入的な修習を行っており、各地の裁判所及び検察庁も、修習期間のうち最初の数日を、通常の実務修習ではなく導入教育にあててきた。そうであるとすれば、これら各弁護士会における冒頭修習と、裁判所及び検察庁で修習の冒頭に行っている講義等の取組を有機的に組合せ、三庁会が第1クール開始前に連携を密にして1週間程度合同で冒頭修習を行うことが、短期間の実務修習をより効果的なものとする上で有益である。このような冒頭修習を行うことで、修習生は実務修習の全体を俯瞰でき、自身の弱点を知り、実務修習に臨むべき視点をもって獲得目標を携えて、実務修習に臨むことが期待できる。

ちなみに、冒頭修習の実施にあたっては、弁護士会の負担状況に鑑みれば、事前に与えた課題について、司法研修所教官等による講義をインターネットで配属地に一律に配信し、その後、各庁会において質疑応答をはじめとするフォロー等を実践することが望ましい。その際、弁護士会が行う冒頭修習の内容としては、弁護実務修習で学ぶべき重要な事項として事実認定（証拠による事実認定の論証）があり、この点に関する実務修習を有効に履修するには、最終準備書面や弁論要旨などの事実認定に関する書面起案を課すことが考えられる。ただし、これは起案の添削までをも要求するものではない。

当連合会は、これまでも冒頭修習用の教材を作成し提供するなど、弁護士会の行う冒頭修習に協力をしてきたが、今後も司法研修所の修習プログラムと調整をはかりながら教材の作成を請け負う担当部署の設置等についても視野に入れ、各弁護士会の冒頭修習が円滑に進むよう、引き続き、教材を作成・提供し、また指導方法についても必要な助言を行う。

なお、冒頭修習の実施に伴い、第1クール中に行われている出張講義のあり方につき再考が必要となるかもしれないが、冒頭修習及び出張講義において使用する教材を統一し、冒頭修習を経た後の出張講義においては、約2時間の限られた時間の中で、重要事項の復習と更に深く掘り下げた議論を行うことで、有機的に、修習生の「汎用性のある基礎力」を養うことができると思われる。

このように、当連合会は、実務修習の始まりに際し、三庁会による合同での冒頭修習の実施を求めるものであるが、仮にそのような合同での実施が困難な場合においては、司法研修所及び配属庁に対し、弁護士会が単独で、司法修習の開始当初約2日程度をかけて、全ての修習生を対象にして冒頭修習を実施す

ることについて、理解と協力を求めるものである。

今回の冒頭修習の提言は、あくまでも可及的すみやかに当面の運用改善を図ることを目的とするものである。他方で、当連合会は、従前より司法研修所における集合的な導入研修の実施を求めているところである。司法研修所における導入研修の実施は、共通的な到達目標を踏まえた法科大学院における実務教育の今後の充実度、新修習制度における分野別実務修習の実施状況及び冒頭修習や事前研修についてのこれまでの日弁連の取組をも踏まえて、法科大学院教育と司法修習との連携を強化の観点から、状況に応じて、司法修習の制度的見直しの一環として検討する必要がある。

6 提言6について

前述のとおり、現段階において、法科大学院における実務導入教育の実施状況にはばらつきがあり、かつ履修状況も様々に異なるゆえ、実務修習開始時において、個々の修習生の知識や技能レベルは一様でない。更に今後は、予備試験の実施に伴い、法科大学院における実務導入教育を全く受けたことのない司法修習生の受入れも開始する。個別指導担当弁護士は、そのように個々に異なる修習生の状況を認識・把握の上、指導の範囲をどのように設定し、指導事項をどのように選定すれば、事件対応を通じた修習の効果を上げ得るか、具体的指導方法について創意工夫に努める必要がある（例えば、多数の事件に触れられなくても、一受任事件について、事案の概要、法律上の争点、事実認定上の争点、判例、考えられる紛争解決方法、その方法の優先順位の設定等をレポート作成させた上で、ディスカッションをすること等を通じ、当該修習生の不足している点を指摘する方法等が考えられる。）

そのために、当連合会は、個別指導担当弁護士に対し、ガイダンス等を通じて新しい修習制度（及びその現況）への理解を一層徹底し、かつ、より効果的に修習の実を上げられる指導方法についても検討し、要請がある場合には、弁護士実務修習の指導方法についての助言、資料提供等を行う。また、毎年開催される司法研修所弁護士と司法修習生指導担当者との弁護士実務修習指導に関する連絡協議会（弁修協）や地域別弁護士修習連絡協議会（地弁協）を通じて、指導方法等にかかる研修を実施することも検討する。

以上